

女性差別撤廃委員会総括所見フォローアップの検証

山下泰子

論文要旨

日本が、1985年に女性差別撤廃条約を批准してから、既に四半世紀が経過した。この間、日本は、条約実施状況レポートを、6回国連に提出し、女性差別撤廃委員会（CEDAW）による審議を4回（2・3次レポートと4・5次レポートは一括審議された）受けた。CEDAWの第6次日本レポート審議の総括所見では、はじめて2項目がフォローアップ項目に指定され、通常の定期レポートの期限を待たず、2年以内に実施報告を提出するよう求められた。

本論文は、フォローアップ項目とされた総括所見パラグラフ第18「民法等の改正」とパラグラフ第28「暫定的特別措置」が、(1)日本政府によって、どのように実施されたか、されなかったか、(2)その日本政府コメントをCEDAWがどう評価したか、(3)NGOはこれにどう対応したか、を検証し、あわせて、パラグラフ第18とパラグラフ第28の法的拘束性の違いや総括所見の実効に向けた政府とNGOの協働の必要性を論述した。

目次

1. はじめにー女性差別撤廃条約の実施措置
2. 国家報告制度の手順ーCEDAW・政府・NGOの関わり
3. CEDAWによる総括所見フォローアップ手続きの導入
4. 第6次日本レポート総括所見フォローアップの検証

- (1) 総括所見の構成とフォローアップ項目
 - ① 総括所見の構成
 - ② パラグラフ第18―民法等の改正
 - ③ パラグラフ第28―暫定的特別措置
 - (2) フォローアップの背景
 - ① シモノヴィッチ特別報告者来日のインパクト
 - ② 第3次男女共同参画基本計画の策定
 - ③ 男女共同参画会議監視専門調査会
 - (3) フォローアップ・レポート
 - ① 日本政府の回答
 - ② JNNCの回答
 - ③ CEDAWの評価
 - ④ JNNCの見解
 - (4) 追加情報の提出(パラグラフ第18―民法等の改正)
 - ① 日本政府の回答
 - ② JNNCの見解
5. 総括所見フォローアップの拘束性
6. おわりに―女性差別撤廃条約の実施とNGOの役割

1. はじめにー女性差別撤廃条約の実施措置

女性差別撤廃条約（以下、「条約」と略す）は、その実効性確保のために、3つの国際的な実施措置を持っている。1つは、条約第18条に規定する国家報告制度である。他の2つは、条約採択から20年遅れて1996年に採択された、女性差別撤廃条約選択議定書に規定されている個人通報制度と調査制度である。2013年1月現在、条約締約国は、187か国を数え、選択議定書の締約国も104か国にのぼる。^①

条約の実効性確保にもっとも有効なのは、条約上の権利を侵害された者が、直接、女性差別撤廃委員会（以下、「CEDAW」もしくは「委員会」と略す）に人権救済を申し立てられる個人通報制度（選択議定書第1条〜第7条）の活用である。これがあることによって、国内裁判所も、条約の適用を真剣に行わなければならないなくなる。CEDAWが職権で調査を開始する調査制度（選択議定書第8条〜第9条）も、「重大なまたは組織的な」条約上の権利侵害には有効な制度である。しかし、日本は、1985年に条約を批准したものの、現在に至るも選択議定書を未批准であり、国際的な実施措置は、国家報告制度しか適用されない。

国家報告制度により、締約国は、少なくとも4年ごとに条約の実施状況に関するレポートを国連事務総長に提出することが義務付けられている。CEDAWは、政府代表を招いて締約国レポートの審議をし、総括所見を公表し、国ごとの問題点を詳細に指摘する。^②

CEDAWは、国家報告制度の実効性を高めるため、2008年の第41会期以降、新たに総括所見のうちの2項目以内を指定し、次回のレポート提出まで待たずに、2年以内のフォローアップを行うことを決定した。^③2009年の第6次日本レポートの総括所見については、第18パラグラフの民法改正と第28パラグラフの暫定的特別措置の2項目が、フォローアップ項目とされ、その手続きが進行した。

女性差別撤廃条約は、人権条約であり、その履行を義務付けられているのは、締約国である。しかし、その履行状況の報告をするのも、まさに履行義務を負っている締約国政府である。この矛盾に対処すべく、CEDAWは、NGOからの意見収集に重要性を認めている。CEDAWは、2010年の第45会期には、NGOとの関係に関する声明を採択し、条約の履行にCEDAWとNGOの密接な協力関係が不可欠なことを述べている（para.1）。フォローアップについても、NGOに締約国と同じ期限内にCEDAWに情報を提供することを奨励しており、その情報はCEDAWのウェブサイトに掲載される（para.11）。

本稿では、日本にとってはじめてのフォローアップがどのように進行し、どのような結果を生んだか、政府、CEDAW、そして、筆者が代表世話人をした日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク⁵⁾(以下、「JNNC」と略す)の対応を中心に検証する。

2. 国家報告制度の手順―CEDAW・政府・NGOの関わり

次頁の図は⁶⁾、国家報告制度に基づく第6次日本レポート審議の手順を、JNNCの実行から見たものである。①から順に、時系列的に追っていくことにする。

①2008年4月30日 日本政府第6次レポート (CEDAW/C/JPN/6)⁷⁾ の国連への提出

本来のレポート提出期限は、2006年7月であったので、1年7か月遅れの提出である。レポート策定にあたって、NGOから582件の意見が寄せられた (para.7) とされ、女性差別撤廃条約への関心の高さが報告された。ただし、男女共同参画推進連携会議が、第6次レポートに盛り込むべき事項についての情報・意見交換のための会合と政府の取組についての説明・意見交換のための会合を行ったと述べている (para.6,7) が、それらは、時間的にも内容的にも、極めて限定的で、双方向性のある意見交換には程遠いものであった。

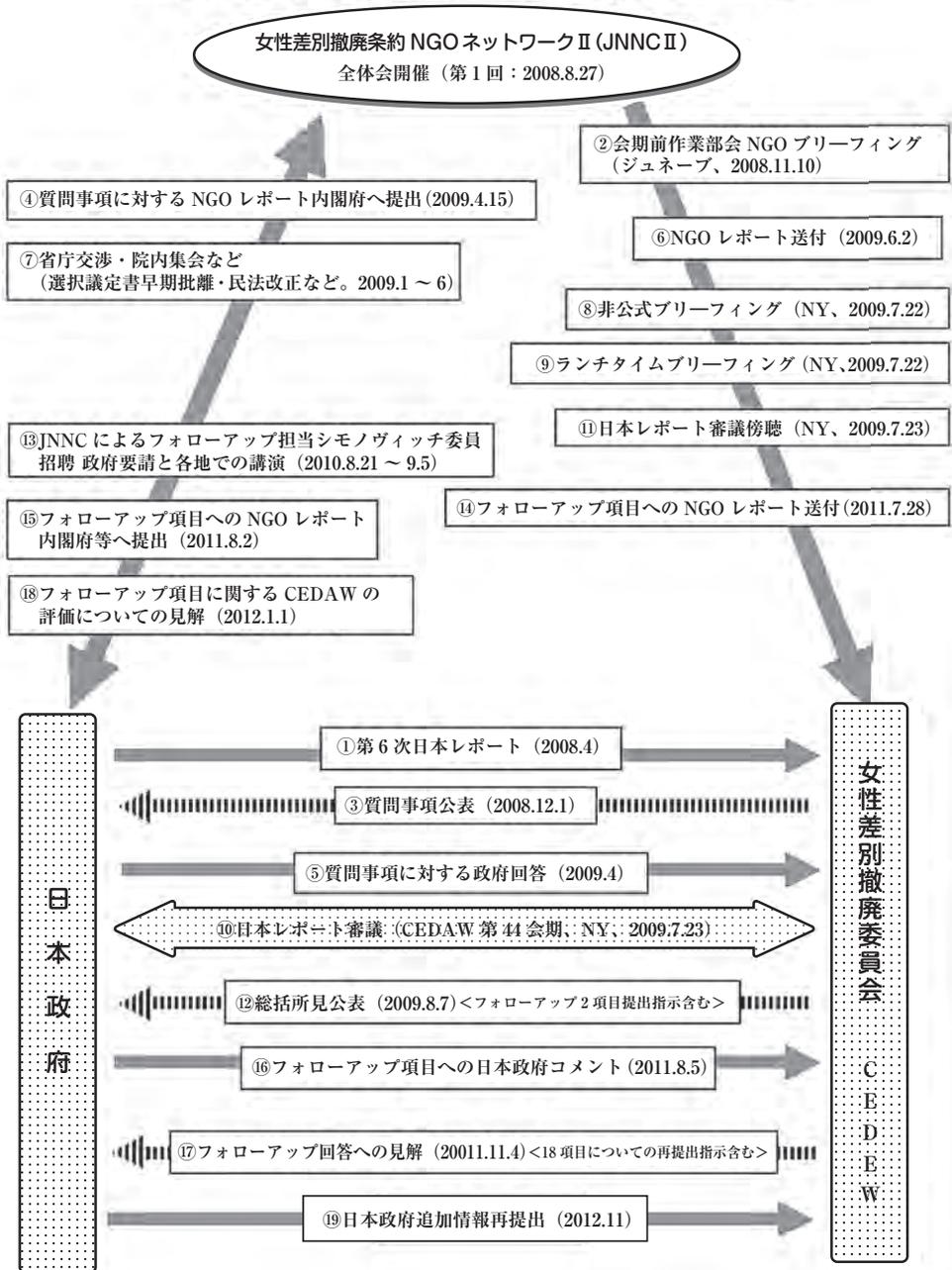
②2008年11月10日 CEDAW作業部会NGOブリーフィング⁸⁾ (ジュネーブ)

CEDAWでは、政府レポートの審議される2つ前の会期終了直後に、作業部会を開催し、その政府への質問事項を作成する。これに合わせて、国連機関と当該NGOにブリーフィングの機会をつくる。ジュネーブで開催された作業部会に、JNNCから11名が参加した。作業部会には、CEDAW委員5名が参加。日本からの10分間の発言の後、2人の委員から、トラフィッキング、教育におけるジェンダー平等、パートタイム労働者、女性に対する暴力、雇用における差別、家族法の問題点についての質問があった。

③2008年11月20日 CEDAW質問事項 (CEDAW/C/JPN/Q/6)⁹⁾ 公表 (CEDAW Web)

CEDAWから日本への質問事項は、第6次レポートが国会に報告されたか (para.1)、監視・影響調査専門委員会の提言を実施するためにとった情報 (para.2)、前回の総括所見の勧告の履行状況 (para.3) から始まり、選択議定書の批准 (para.30) まで、作業部会でのNGOブリーフィングを踏まえた日本の実情に即した30項目になっている。

女性差別撤廃委員会第6次日本レポート審議に向けたNGOの取り組み



注：数字は事柄の時系列的順番を表す。

2012.12 現在
石崎節子作成



④2009年4月15日 質問事項に対するNGO回答を内閣府へ提出¹⁰⁾

JNNCは、質問事項30項目に加えて、CEDAWの質問にはなかった婚外子差別、いわゆる「慰安婦」問題、障害をもつ女性の複合差別、リプロダクティブ・ライツの明記、セクシャル・マイノリティ女性への差別、性中立な職務評価システムの確立の6項の課題を加えたNGO回答を作成した。これをCEDAWへ提出する前に、内閣府に提出した。JNNCは、この時点で、政府が既にCEDAWに回答を提出したことを知らず、政府回答の参考にしてもらう意向だったが、実際には、すでに政府回答は、CEDAWに送られていた模様である。

⑤2009年4月14日 質問事項に対する政府回答 (CEDAW/C/JPN/Q/6/Add.1)

ウェブサイトに公表された日本政府回答の日付は、4月14日になっている。④と⑤の日付が逆になっているのは、JNNCが日本政府のCEDAWへの提出日を知らなかったためである。日本政府回答は、総頁65頁の、データも使った丁寧なレポートであるが、内容的に物足りない事項が多いのは、否めない。

⑥2009年6月2日 NGOレポート送付¹²⁾

条約は、あらゆる形態の撤廃を扱っており、JNNCは、それぞれ特定のテーマで活動しているNGOのネットワークである。そこで、各NGOがそれぞれのテーマで個別にレポートを提出するだけでなく、JNNCとして、主要テーマごとに、NGOの視点で状況をまとめた「ジョイント・レポート」を作成し、「質問事項へのNGO回答」とともに、CEDAWへメールで送付した。こうして、「ジョイント・レポート」が作成できたのは、JNNCが毎月例会を開催して活動をともにしてきた実績が背景になっている。

⑦2009年1月～6月 省庁交渉・与党への働きかけ・院内集会など

JNNCは、その統一テーマを、民法改正と選択議定書の批准にしばり、第6次日本レポート審議に向けて、省庁交渉・院内集会などを積極的に行った。2009年1月から6月にかけて、選択議定書の早期批准を目指して、全部で46回、与党（自民党・公明党）への働きかけを行った。また、民法改正についての院内集会を開催するなど、国会への働きかけを強めた。NGOとしては、最大限の努力をしたものの、今日に至るまで、ふたつながら成果はあがっていない。

⑧2009年7月20日 非公式ブリーフィング¹³⁾（ニューヨーク）

CEDAWは、概むね1会期8か国の締約国レポート審議を行う。それぞれのレポートが審議対象になる国のNGOから2回に分けて、非公

式ブリーフィングが行われる。「非公式」と呼ばれてはいるが、CEDAW会期内に、委員会の場で開催される、正式なNGOからの意見聴取の場である。日本政府に対するブリーフィングでは、最初にJNNCとアメリカのNGO・イクオリティ・ナウからの発言があり、その後、CEDAW委員からNGOへの突っ込んだ質問があった。

⑨ 2009年7月22日 ランチタイムブリーフィング¹⁴ (ニューヨーク)

JNNC独自で、まさにCEDAWの昼休み(13:15-14:40)に、国連の会議場で、ランチタイムブリーフィングを開催した。日本レポート審議にあたるチェンバーBの委員11名中10名、直接審議にはあたらないチェンバーAから3名の合計13名の委員が参加した。まず、JNNCを構成するNGOの代表17人が、当事者の声を直接CEDAW委員に伝えた。その後、CEDAW委員からの質問が相次ぎ、昼休み時間内に間に合わなかった回答は、午後のCEDAWセッション中に文書にして手渡した。雇用、教育、「慰安婦」問題、マイノリティ女性、公人による女性差別発言など多くの領域で、NGOの声を伝えることができた。

⑩・⑪ 2009年7月23日 日本レポート審議¹⁵ (ニューヨーク)

第44会期CEDAW第890会合(午前10:00-13:00)および第891会合(午後13:00-17:00)が、第6次日本レポート審議に当てられた。日本からニューヨーク入りしたJNNCメンバー84人が傍聴する中、南野知恵子首席代表以下20名の日本政府代表団がCEDAW委員との「建設的対話」に臨んだ。南野代表は、残念ながら日本の男女共同参画の歩みが遅いことを率直に認め、その理由を、固定的役割分担意識が依然として根強いこと、仕事と家庭の両立が困難なこと、仕事に就いている女性がキャリア形成に不安を抱えていることにある、と述べた。代表団には、若手の官僚が多く、CEDAW委員の質問に「防戦の構え」(NHK/BS2009年7月30日「世界の動き」内での表現)で、資料を棒読みし、「建設的対話」には程遠かったのが、悔やまれた。

⑫ 2009年8月7日 CEDAW総括所見 (CEDAW/C/JPN/CO/6)¹⁶ 公表

CEDAWは、ウェブサイトを通じて、レポート審議から2週間というスピードで、日本の第6次レポート審議の総括所見を公表した。60項目のうち48項目が、「主要な懸念事項および勧告」に当てられ、民法改正(第18パラグラフ)と暫定的特別措置(第28パラグラフ)の2項目が、フォローアップ項目とされ、2年以内に報告を求められた。

⑬ 2010年8月21日ー9月5日 JNNCによるシモノヴィツチ委員招聘¹⁷⁾

JNNCは、募金活動により、CEDAWのフォローアップ特別報告者であるドゥブラヴカ・シモノヴィツチ委員 (Dubravka Simonović クロアチア出身) を招聘した。同委員は、2週間の滞在中、日本全国5会場での講演を行うと同時に、フォローアップの実施の直接担当者である政府関係者(男女共同参画担当大臣、外務省人権大使、外務政務官、法務事務次官など)への表敬訪問により、CEDAW総括所見のフォローアップの意義を周知することに貢献された。

⑭ 2011年7月28日 フォローアップ項目へのNGOレポート送付¹⁸⁾

JNNCは、毎月定例会を開催して、フォローアップの実施について検討し、フォローアップ項目についてのNGOレポートと総括所見全体の進捗状況表を策定し、eメールとハードコピーをCEDAW事務局に送付した。CEDAWは、NGOからの情報提供を歓迎し、オフショールウェブサイトに掲載している。なお、日本のNGOからは、JNNCを含めて8本のNGOレポートがアップされている。

⑮ 2011年8月2日 フォローアップ項目へのNGOレポート内閣府等へ提出

JNNCは、CEDAWに送付した⑭のレポートを、8月2日には、内閣府男女共同参画局および外務省人権人道課に、参考のため提出した。

⑯ 2011年8月5日 フォローアップ項目への日本政府コメント¹⁹⁾

日本政府は、CEDAWから要請のあった総括所見第18パラグラフと第28パラグラフへの2年以内の回答「女子差別撤廃委員会の最終見解 (CEDAW/C/JPN/CO/6) に対する日本政府コメント」(仮訳)を、期限内の2011年8月5日に提出した。

⑰ 2011年11月4日 フォローアップ回答へのCEDAWの見解²⁰⁾

CEDAWは、日本政府からのフォローアップ回答を、第50会期に検討し、フォローアップ報告者ドゥブラヴカ・シモノヴィツチ委員名で、小田部陽一在ジュネーブ国際機関日本政府代表部特命全権大使宛てに、第28パラグラフの履行を歓迎し、第18パラグラフについて更に1年以内に追加的情報を提供することを勧告した。

⑱ 2012年1月1日 フォローアップ項目に関するCEDAWの評価についての見解²¹⁾ (JNNC)

JNNCは、フォローアップ項目への日本政府のコメントとそれに対するCEDAWの評価を受けて、NGOとしての見解をまとめ、注意を喚起するため、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣宛てに送付した。

⑲ 2012年11月 日本政府からCEDAWへの追加的情報⁽²²⁾再提出

日本政府は、2011年の評価時に、再提出を求められた総括所見パラグラフ第18（民法改正）について、改正法案の動向や政府の取組みについて、再度の情報提供を行った。しかし、それらは、民法改正に至らない事情の説明に終始した。

⑳ 2012年1月1日 日本政府からCEDAWへの追加的情報に関するコメント（JNNC）

JNNCは、日本政府の追加情報について検討を加え、追加情報の不備・問題点に対するコメントを内閣総理大臣、法務大臣、内閣府男女共同参画局長宛てに送付した。結局のところ、CEDAWのフォローアップという手続きによっても、民法改正は、まったく手つかずのまま推移したことになる。

3. CEDAWによる総括所見フォローアップ手続き⁽²³⁾の導入

CEDAWは、第41会期（2008年）に、総括所見をより具体的かつ明確なものにするために、パラグラフにタイトルをつけるなどの改善を図るとともに、総括所見の実効性を高めるために、フォローアップ手続きの導入を決定した。それは、締約国に総括所見の特定の勧告についてとった措置を2年以内に報告するよう求めるものであって、CEDAWは、2011年に評価を行うとした。シモノヴィッチ委員長（当時）は、これらの活用をNGOや国連関係機関に呼びかけている。⁽²⁴⁾

CEDAWは、第44会期（2009年）に、（1）総括所見の最大2項目をフォローアップ項目とすること、（2）選択の基準は、それらの項目が実行されていないことが、条約の履行の主要な障害になっていること、その実行が提示された期限内に可能であること、（3）フォローアップの特別報告者をシモノヴィッチ委員とし、代替報告者をバーバラ・ベイリー（Barbara Evelyn Bailey、ジャマイカ出身）とすることを決定した。⁽²⁵⁾

CEDAWは、第45会期（2010年）に、特別報告者の提案を審議し、フォローアップ手続きに従って提出された締約国レポートの評価の手順を採択した。採択された手順では、CEDAWの各会期に、締約国のフォローアップ勧告の進捗状況とともに、フォローアップ手続きにおける締約国の協力のレベルも評価すること、さらに、CEDAWは、その後の行動を決定すること、について合意した。

評価は、5段階に分けられる。⁽²⁶⁾

- (a) 「申し分ない」―さらなる情報も行動も、不要である。
 - (b) 「合格」―次回の定期レポートに、履行に関する追加情報を求める。
 - (c) 「協力的ではあるが、不十分」または「部分的に履行」―追加的説明を要請する、「次回の定期レポートに、履行に関する追加情報を求める」、「技術的支援を推奨する」のすべて、あるいは、いずれかを行うことができる。
 - (d) 「履行できていない」―追加的説明を要請する、「次回の定期レポートに、履行に関する追加情報を求める」、「技術的支援を推奨する」のすべて、あるいは、いずれかを行うことができる。
 - (e) 「対応なし」―督促せざるを得ない。(フォロワーアップ担当特別報告者から、2か月後、4か月後、に督促し、6か月以内に情報が提出されない場合は、当該政府代表部と会合をもち、この督促を公表する。)
- CEDAWは、フォロワーアップの手続きによって実現した進展について、次の総括所見で言及する。履行が不十分な場合は、次の締約国レポート審議で取り上げ、その結果を総括所見に反映させる。こうしたサイクルを導入することにより、締約国の総括所見の実効性を高めることに寄与しようとしている。
- また、フォロワーアップ手続きが、CEDAWによる審議（「建設的対話」）を経ないために、CEDAWは、国内人権機関、当該国国連代表部、国連機関、NGOからの情報を求めており、それらの情報をCEDAWのウェブサイトで公表している。
- このような国連人権機関による総括所見のフォロワーアップ手続きは、CEDAWの開始以前から、以下のように、他の機関によって行われていた。⁽²⁷⁾
- (1) 自由権規約委員会は、総括所見の中で、早急に手当てすべき項目を示し、1年以内に履行状況の追加情報を求め、会期中にそれについて審議の上、委員会の年次報告書にあるフォロワーアップの節に書き入れる。
 - (2) 人種差別撤廃委員会の場合には、その手続き規則第65⁽²⁸⁾により、委員会からの勧告を実施するために、フォロワーアップ・コーディネイターを指名し、国別報告者と協力して、長期間の継続したフォロワーアップを行う。
 - (3) 拷問等禁止委員会は、追加情報の必要な少数の勧告を選び、1年以内のフォロワーアップを要請する。その勧告は、深刻であり、保護しう

るもので、かつ1年以内に遂行しうるものとされる。委員会から指名されたフォローアップ報告者は、経過報告を委員会に提出する。

- (4) 社会権規約委員会は、総括所見で、今回の定期レポートの期限以前に追加情報やデータを特別に要請することができる。提出された情報は、直近の会期前作業部会で審議し、①委員会が留意する、②特別な追加総括所見を採択する、③さらなる情報を要請する、ないしは、④委員長にできれば締約国政府の出席のもとで当該事項を次会期に審議する旨締約国に通告する権限を与えることができる、のいずれかを勧告することができる。委員会が、要請した情報を得られない場合は、技術的支援者として1人ないし2人の委員の派遣を受け入れるよう締約国に求めることができ、それが受け入れられない場合は、経済社会理事会に必要な勧告をすることができる。

このように、それぞれの条約委員会も、多少内容に違いはあるものの、総括所見の履行に向けた実効性確保のためのフォローアップをしていることがわかる。CEDAWのフォローアップ手続きも、まさにこれらの条約委員会と同一の目的をもったものである。

4. 第6次日本レポート総括所見フォローアップの検証²⁹⁾

(1) 総括所見の構成とフォローアップ項目

① 総括所見の構成

第6次日本レポートの審議が、2009年7月23日に行われ、8月7日には、早くも総括所見がCEDAWのウェブサイトを通じて公表された。全体で60パラグラフからなる総括所見は、そのうちの48パラグラフが「主要な懸念事項および勧告」からなっている。これは、はじめて発出された第2・第3次日本レポート審議最終コメント（現在の総括所見、1995年）の10パラグラフ中「提案および勧告」3パラグラフ、前回の第4・第5次日本レポート審議最終コメント（2003年）の42パラグラフ中「主要な問題領域および勧告」22パラグラフと比べると、格段に充実したものである。

その「主要な懸念事項および勧告」は、日本国が、本条約のすべての条項を実施する義務を負っていることを改めて確認し（Para.13）、本条約上の義務を実施する第一義的な責任が政府にあることを再確認し、本条約が政府のすべての部門に拘束力を有することを強調し（para.14）、差別的法規定の撤廃が進んでいないことの弁明に世論調査を用いたことに懸念を示し（Para.17）、本条約を女性差別撤廃の分野における最も適

切な法的拘束力ある国際文書であることを認識するよう強く要請した (para.20)。また、前回の最終コメントの勧告への取り組みが不十分なことを遺憾であるとし、とりわけ、差別の定義、民法における差別規定、労働市場における女性の状況と賃金差別、女性の政治参加の低さの改善が行われていないことを指摘し、今回の総括所見に加えて、前回の最終コメントの実施されていない勧告に全力で取り組むことを強く要請している (paras.15,16)。

その上で、①差別の定義、②国内人権機関、③女性の地位向上のための国内本部機構、④暫定的特別措置、⑤ステレオタイプ、⑥女性に対する暴力、⑦人身売買および売買春による搾取、⑧政治的・公的活動における平等な参加、⑨教育、⑩雇用、⑪家庭と職業生活の調和、⑫健康、⑬マイノリティ女性、⑭社会的に弱い立場にあるグループの女性、⑮北京行動綱領の活用、⑯ミレニアム開発目標への取り組みにおける本条約の反映、⑰移住労働者条約および障害者の権利条約の批准奨励、⑱「総括所見」等の周知、⑲フォローアップ、⑳次回報告の期日、の各項目に具体的かつ詳細なコメントが行われた。

中でも、今回はじめて、フォローアップ項目が設定され、緊急を要するパラグラフ第18およびパラグラフ第28の2項目の勧告を実施し、2年以内に詳細な情報を提出することが求められた (para.59)。

② パラグラフ第18―民法等の改正

フォローアップ項目の1つ目は、民法等の改正である。総括所見は、パラグラフ第17で、前回のCEDAW総括所見の勧告にもかかわらず、差別的な民法規定が撤廃されていないことに懸念を示した後、パラグラフ第18で、具体的に、男女ともに婚姻最低年齢を18歳にすること、女性のみ課せられている6か月の再婚禁止期間を廃止すること、選択的夫婦別姓制度を採用する民法の改正を内容とする民法改正のために早急な措置をとることを要請し、さらに、婚外子とその母親に対する民法および戸籍法の差別的規定を撤廃するよう強く要請した。

続けて、本条約を批准した締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は、締約国の国内法の一部であるから、本条約の規定に従って国内法を整備するという義務に基づくべきである、と指摘している。

条約第16条では、「男女の平等を基礎として次のことを確保する」として、第1項(a) 婚姻をする同一の権利、(d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である、(g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)と規定している。

これに対し、わが国の民法第731条の「男は、18歳に、女は16歳にならなければ、婚姻をすることができない」との規定と、民法第733条①の「女は、前婚の解消又は取消の日から6箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない」の規定は、条約第16条1項(a)に、明白に違反している。また、民法第750条の「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」は、夫婦同一姓を強制しており、現実に、96%以上の夫婦が夫の氏をとっていることから、条約第16条1項(g)と差別となる慣習・慣行の修正・廃止を求めている第2条(f)と合わせ読むことにより、条約違反を構成している。

婚外子については、民法第900条4号ただし書きが、「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1」とする規定や、出生届に「嫡出子・嫡出でない子」のチェック欄があるなど、戸籍制度における差別規定が、条約第16条1項(a)(d)に違反している。とりわけ、同条(d)が、婚姻をしているかいなかを問わず、子に対する同一の権利をもち、子の利益を至上と規定していることに留意すべきである。

これらについて、CEDAWは、日本政府レポート審議のたびに、問題にしてきたし、2003年の最終コメントでも、「民法の中にいまだに残る差別的な条項を削除し、立法や行政実務を条約に適合させることを求める」(para.36)としていた。

しかし、わが国では、1996年に法制審議会の「民法改正案要綱」が答申されたまま放置され、手つかず状態で推移し、いささかの発展もみられない。2009年のCEDAWにおける第6次レポート会期前作業部会からの質問事項³²⁾への回答では、世論調査の結果を示し、審議に際しても、法務省が、「この民法改正の問題につきましては、婚姻制度や家族の在り方と関連する大変重要な問題でありまして、国民各層や関係方面で様々な議論があるところです。そのため、政府としては、そのような議論の状況を見守っているところでございまして、今後、このような議論の動向を注視していきたいと考えております³³⁾」という答弁に終始した。

そこで、CEDAWは、これらの問題は、世論の動向を待つまでもなく、条約違反を構成しており、条約批准国の義務として、本条約の規定に従って国内法を整備しなければならないことを指摘したのである。CEDAWは、民法の差別規定こそ日本の条約履行にとって主要な障害になっており、その改正は、2年以内に可能であるとの認識から、これをフォローアップ項目に指定した。

③ パラグラフ第28―暫定的特別措置

もう1つのフォローアップ項目総括所見であるパラグラフ第28は、暫定的特別措置である。総括所見は、パラグラフ第27で、CEDAWは、とくに職場における女性、および女性の政治的・公的活動の参加に関して、事実上のジェンダー平等を促進するための暫定的特別措置が取られ

ていないことに遺憾の意を表明し、パラグラフ第28で、本条約第4条1項とCEDAWの一般勧告第25号にしたがって、学界の女性を含め雇用及び政治的・公的活動への女性の参加に重点を置きつつ、あらゆるレベルでの意思決定の地位への女性の参加を引き上げるための数値目標とスケジュールをもった暫定的特別措置をとるよう要請した。

第6次レポートに対するCEDAW会期前作業部会の質問事項でも、パラグラフ第13、第14、第15、第16が、暫定的特別措置の導入であった。日本政府は、2005年に策定された第2次男女共同参画基本計画が、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待するという目標をおいて、取り組みを進めている」と述べ、詳細なデータを示したが、これらは、CEDAWからは、具体的な暫定的特別措置とは認められなかった。

本条約第4条1項は、「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない」と規定している。CEDAWは、第30会期（2004年）に、その25年の経験に基づき、一般勧告第25号を採択した。条約は、「単なる差別の禁止ではなく、過去から現在まで女性が差別を受け続けてきたという歴史的な文脈を認識し、その根底にある原因を是正することである」とし、「条約に沿った暫定的特別措置の適用は、非差別と平等の規範の例外というよりは、女性の事実上のまたは実質的な平等を実現する手段のひとつである」（para.14）と位置づけ、条約第6条から第16条までのすべての実体規定に適用される（para.24）として、詳細な見解を示している。

条約が、法上の差別ばかりでなく、事実上の差別を撤廃し、平等の促進を図ることを目的とする以上、暫定的特別措置の導入は、条約の実施のための生命線といっている。日本は、まさにその導入をフォローアップ項目として、要請されたのである。

（2）フォローアップの背景

① シモノヴィッチ特別報告者来日のインパクト

2009年のCEDAWにおける第6次日本レポート審議を傍聴したJNNCメンバーは、ドゥブラヅカ・シモノヴィッチ委員の質問・コメントの適確なことに感銘を受けており、フォローアップの特別報告者としての同委員を日本に招聘することに成功した。シモノヴィッチ委員は、多忙な職責にもかかわらず、2010年8月27日から9月5日までの10日間、日本に滞在され、5会場で講演をされ、それぞれ視点を変えながら、

日本に対するフォローアップの重要性について語った。「2つの問題は、いずれも日本の本条約の履行にとって、長年にわたる困難な課題となっている」とし、「重要なことは、日本政府がフォローアップの勧告の実施を優先事項とし、具体的な立法その他適切な措置によって委員会の総括所見に取り組むこと」であり、「より重要なのは、そうした成果が日本の女性たちの毎日の生活に反映されること」である、と語られた。³⁷⁾

- (1) N W E C フォーラム・ワークショップ「女性差別撤廃条約批准25周年の履行における諸課題」8月28日 於・国立女性教育会館
- (2) W W N 15周年記念国際シンポジウム「職場における暫定的特別措置」8月29日 於・ドーンセンター(大阪)
- (3) 男女共同参画推進連携会議・聞く会「CEDAWフォローアップ手続きの効率性と有効性」9月2日 於・内閣府講堂
- (4) 日弁連・両性の平等に関する委員会「女性差別撤廃条約30周年および選択議定書10周年を記念して」9月2日 於・明治大学
- (5) 未来館10周年記念フェスティバル2010「国連女性差別撤廃委員会シモノヴィッチ委員 講演&シンポジウム」9月4日 於・福島県立男女共同参画センター・未来館

(1) は、国立女性教育会館のフォーラムであり、これには全国からの参加者があった。(2) は関西、(5) は、東北での開催であり、地方でも、シモノヴィッチ委員の講演会をできたのがよかった。(3) は、いわば、公の講演会であり、各府省、国会議員、審議会委員、NGOに対して、フォローアップについて周知できた。(4) は、日弁連という専門職組織の主催だったのが、意義深かった。

他方、シモノヴィッチ委員は、玄葉男女共同参画担当大臣、大野法務省事務次官、西村外務政務官、上田人権人権大使への表敬訪問を行い、CEDAW総括所見フォローアップの重要性と女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を訴えた。フォローアップ特別報告者が、政府の担当責任者と意見交換できたのは、インパクトがあったものと思われる。

シモノヴィッチ委員を招聘したJNNCは、参議院議員会館等で、記者会見をし、朝日新聞をはじめ各紙がこれを取り上げた。また、院内集会を開催し、さらには、与党民主党子ども・男女共同参画調査会のヒヤリングを受け、国会議員に対して、フォローアップ項目の実施と、選択議定書の批准を求めた。JNNCというひとつのNGOが、フォローアップ項目実施のためにシモノヴィッチ委員を招聘したことの意義は、計り知れない。

② 第3次男女共同参画基本計画の策定

CEDAW総括所見フォローアップは、丁度、わが国の第3次男女共同参画基本計画(以下、「第3次基本計画」と略す)策定の時期に重なっ

た。シモノヴィッチ委員も、講演の中で、「第3次男女共同参画基本計画の策定は、日本政府にとって、日本において女性に対する差別を撤廃し、女性の地位向上を加速させるための鍵となる道具として、女性差別撤廃条約やCEDAWの一般勧告を含めその条項を活用する、すばらしい機会といえます⁽¹⁾」と述べて、期待を示していた。

第3次基本計画は、内閣総理大臣の諮問をうけた男女共同参画会議が、基本問題・計画専門調査会を設置し、2009年5月から2010年6月までの1年間に19回の会議を開催して精力的に審議し、答申を策定した。その第6回には、女性差別撤廃条約第6次日本レポートの審議と総括所見をテーマにとりあげた。

こうして男女共同参画会議の「第3次男女共同参画基本計画策定に当たつての基本的な考え方」（以下、「考え方」と略す）は、2010年7月23日に答申された。「はじめに」でCEDAW総括所見に触れ、「最近の社会情勢についての認識」に、「国際的な規範・基準と国内の制度・慣行の調和の必要性」をあげ、「策定に当たつての留意点」に、「女子差別撤廃委員会からの最終見解（＝総括所見、2009年8月）における指摘事項について点検するなど、国際的な規範・基準の遵守や国内における実施強化などにより、国際的な協調を図る。その際、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視する」とした。

さらに、喫緊の課題として、「実効性のあるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進」「具体的手段としては、クオータ制（法的根拠のある強制型割当制・自発的割当制など）やインセンティブの付与、ゴール・アンド・タイムテーブル方式など多種多様な方法があり、分野や実施主体の特性に応じ、実効性あるポジティブ・アクションを推進することが重要である。特に、政治、行政、雇用、学術等の分野における女性の参画促進のためのポジティブ・アクションの実施については、女子差別撤廃委員会の最終見解において、2年以内にフォローアップを行うこととされており、効果的なポジティブ・アクションの実施が不可欠である」とした。

第2分野「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」の具体的な取組として、「家族に関する法制について、夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、選択的夫婦別氏制度を含む民法改正が必要である」とした。また、「推進体制の強化」について、「女子差別撤廃委員会最終見解の実施状況についての監視・影響調査機能の強化が必要である」と述べた。

「第3次男女共同参画基本計画」は、2010年12月17日に、閣議決定された。特徴として、「実効性のあるポジティブ・アクションにするため、それぞれの重点分野に『成果目標』82項目（延べ109項目）を設定」し、「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%

程度とする目標に向けた取組を推進」すること掲げた。

第1部基本的な方針「計画策定に当たったの基本的な考え方」では、「女子差別撤廃委員会からの最終見解における指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等に配慮しつつ、国際的な概念や考え方を重視し、国際的な協調を図る」とした。ここに「日本の文化、社会の状況等に配慮しつつ」が入り、他方で、男女共同参画会議の「考え方」にあった「国際的な規範・基準の遵守や国内における実施強化などにより」が削除されたのは、閣議決定段階においてであった。

第2部施策の基本的方向と具体的施策・第2分野「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」の具体的施策では、「婚姻適齢の統一、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について、引き続き検討を進める」とし、男女共同参画会議の「考え方」が「民法改正が必要である」と言い切っていたのから、大きく後退した。一方、第15分野国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献では、基本的考え方に、「女子差別撤廃委員会で勧告された事項に適切に対処する」が挙げられ、「国際的協調―条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知」として、「女子差別撤廃委員会の最終見解や国際的な取組についての周知徹底、女子差別撤廃条約等の積極的遵守の観点から、国内施策における実施・評価・監視体制の強化」がうたわれ、「女子差別撤廃条約という用語の周知度」を2015年までに50%以上(2009年現在35・1%)にするという数値目標が設定された。

さらに、第3部推進体制では、「女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化」として、「女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項への対応に関し、その進捗状況の監視」が規定された。

総じていえば、女性差別撤廃条約の遵守、とりわけ、「総括所見」の実施が監視体制の強化も含めて規定された画期的な「男女共同参画基本計画」といえる。これには、「考え方」の骨子が固まる段階での男女共同参画担当大臣が、国際人権法に造詣の深い弁護士¹²の福島瑞穂氏だったこと、大臣の私的諮問機関として、女性差別撤廃条約推進チーム¹³がおかれ、率直な意見交換ができたことが寄与した。

③ 男女共同参画会議監視専門調査会等

第3次計画が、2010年12月に閣議決定されて以降、2011年3月11日の東日本大震災とそれに続く福島原発事故の影響もあってか、男女共同参画会議監視専門調査会(以下、「監視専門調査会」と略す)が開催されるまでに、半年が空費された。2011年8月のフォローアップ報告書提出期限を控えて、開催された専門調査会に期待した筆者は、毎回、傍聴を続けた。

2011年4月15日、第1回監視専門調査会が、開催された。本調査会は、CEDAW総括所見と第3次基本計画の監視を目的とする。10名の委員のうち1名が欠席。自己紹介では、「女性問題をやったことがない」との発言が、エコノミストや行政法、国際組織法、政策評価専門の大学教授などからあった。議論の中で、ある委員は、男女共同参画担当大臣の名前すら知らなかった。筆者の見る限り、少なくとも半数は、女性差別撤廃条約についての認識もないと思われるメンバーであった。いったいこのようなメンバーで、実質的な監視・調査ができるのだろうか? 「女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化」をうたった第3次基本計画に反する専門調査会の人選に、まず問題を提起したい。

初回のため、議事は、委員挨拶、運営規則等の説明、本調査会における議論の進め方について、とされた。調査会の運営に関する説明の後、女性差別撤廃委員会の総括所見とは何か、フォローアップの内容、第3次基本計画の説明が行われた。2時間の会議時間のほとんどがこれらの説明に当てられ、総括所見フォローアップに関する実質的な審議はほとんど行われなかった。フォローアップの回答を8月まで出さなければならぬが、手順は踏む必要があるとの会長の見解が示され、各省ヒヤリングの予定が示されて、閉会となった。これでは、監視機能の強化どころか、監視機能そのものが疑わしい。あまりにも形式的かつ初歩的なやり取りに終始したのには、失望を禁じ得なかった。

同年5月23日に、第2回監視専門調査会が開催された。この回は、CEDAW総括所見フォローアップに焦点が当てられた。ここにいきなり、(1)内閣府の策定した「フォローアップ骨子(案)」が示され、続いて、(2)民法改正について、内閣府と法務省から合計8分間の説明の後、3人の委員からの質疑5分間、(3)暫定的特別措置について、内閣府の説明と5項目についてのやりとりが20分間、人事院の説明が3分間、総務省の説明とやりとりが11分間、厚生労働省の説明が10分間、農林水産省の説明と1人の委員からの質疑合わせて3分間であった。その後、全般の質問が4人の委員からあり、府省回答と合わせて17分間の質疑が行われた。この後、林陽子女性差別撤廃委員会委員からの「女性差別撤廃条約に関するヒヤリング」が行われ、府省担当者の退席の後、民法改正の必要性を男女共同参画会議で強調するという会長からの提案が合意された。なお、NGOからの要請で、6月17日に、「聞く会」が設定されることへのお礼が、1人の委員から述べられた。

監視専門調査会によるCEDAW総括所見フォローアップについての「監視」は、全体で1時間28分間のやり取りが行われたに過ぎない。また、質問の多くも、内容の確認が多く、積極的に問題点を指摘するものはほとんどなかった。いったいこれが、CEDAWからの要請に応えるため

の行政をチェックする体制なのか、傍聴をしてみてくださいまことに歯がゆい思いが募るばかりであった。

同年6月17日、男女共同参画連携会議主催の「女子差別撤廃条約最終見解（CEDAW）フォローアップ等について聞く会」が、日本学術会議講堂で開催された。これは、5月17日に開催された「第55回国連婦人の地位委員会（CSW）等について聞く会」の際に、JNNCメンバーから要請があったもので、第2回監視専門調査会の際に発言があったところである。CEDAWのフォローアップ手続きには、定期レポートの場合のようなヒヤリングや当該政府との対話の機会もない。したがってNGOとの意見交換は、極めて重要である。しかし、ここでも、「フォローアップ骨子（案）」が示され、各府省から関連の報告が行われただけであって、NGOとの質疑は、10分ほど数人で終わった。筆者は、ここでも、法務省の民法改正については、「引き続き世論の動向を見ていく」という報告に対して、CEDAW指摘のフォローアップ内容は、現に条約違反を構成しており、人権救済の観点から言われているのであって、決して、世論の動向にまかされてはならないことをCEDAWが指摘しているということを発言した。この日の発言から、日本政府の担当者には、法的拘束力のある条約の履行という認識が薄いということがうかがわれた。

同年6月30日に、第3回監視専門調査会が開催された。最初に、内閣府から、6月17日に一般の人から意見を聞いたこと、CEDAWへのフォローアップ回答を準備中であり、まとも次第、外部に公表することが報告された。また、会長から、まだ男女共同参画会議が開催されていないので、民法改正の要望は伝えていない、CEDAWのフォローアップ審査を注視していきたい、との発言があっただけで、議題は、第3次基本計画の監視に移り、平成23年版男女共同参画白書、基本計画関係予算、防災対応の説明が行われ、もはやCEDAW総括所見フォローアップは議論の対象とはならなかった。

いったい「女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化」は、どこへ行ってしまったのか。これならば、むしろ、2004年7月28日に、「国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について」を発表し、翌2005年7月15日には、各府省からのヒヤリングの後、「女子差別撤廃委員会からの勧告を含む最終コメントを踏まえた対応について」の意見を表明した男女共同参画会議監視・影響専門調査会の「監視」機能の方が、はるかに優れていたといえよう。

(3) フォローアップ・レポート

① 日本政府の回答

日本政府は、2011年8月、「女子差別撤廃委員会の最終見解 (CEDAW/C/JPN/C/6) に対する日本政府コメント」⁴³をCEDAWに提出した。それは、37のパラグラフと第3次基本計画の成果目標を別表として付け加えたものである。

総論 (paras.1-4) では、フォローアップ事項に共通な取組として、関係府省が一丸となって取り組んだとし、国会・裁判所への最終見解の周知、条約のポスター、広報映像の作成、配布、ウェブページへの掲載、男女共同参画会議議題にしたこと、CEDAW最終見解を踏まえて、第3次基本計画の策定を行ったことが述べられている。

また、監視専門調査会を新設し、府省の取組内容を聴取し、林陽子CEDAW委員から説明を受けるなどとしてフォローアップを行った、さらには、NGO等へも、府省からの取組の説明と意見交換を経て、本フォローアップを取りまとめたとした。

フォローアップ項目第18パラグラフ (民法改正) について (paras.5-9) は、嫡出でない子の相続分について、民法第900条4号の規定を合憲とした最高裁決定に、違憲とする反対意見を述べた裁判官がいたこと、2010年1月、民法及び戸籍法の一部を改正する法律案 (仮称) を第174国会 (常会) 内閣提出法律案としたが、閣議決定が行われず、国会に提出されなかったことが述べられた。また、第3次基本計画で、「民法改正について、引き続き検討を進める」としたこと、基本計画の内容を広報していることを報告した。

フォローアップ項目第28パラグラフ (暫定的特別措置) については、全体の4分の3 (paras.10-37) を使って、第3次基本計画を中心に、暫定的特別措置の導入を積極的に進めていることを、政治分野、行政分野、雇用分野、学術分野、あらゆるレベルでの女性の参画拡大にわけて論述し、基本問題・影響調査会のもとにポジティブ・アクション・ワーキング・グループを、また、男女共同参画推進連携会議のもとにポジティブ・アクション小委員会を新設して、検討を行っているとした。広報啓発活動にも力を入れ、リーフレットの作成、各団体への働きかけ、キャッチフレーズの募集、男女共同参画白書でポジティブ・アクションを特集し、各界・各層に周知を図ったこと、男女共同参画週間の重点テーマにしたことを述べた。

最後に、(別表1)として、政治分野、行政分野、雇用分野、学術分野の第3次基本計画の成果目標を、(別表2)として、地方自治体にかかわる事項の成果目標を掲げた。

② JNNCの回答

2011年6月30日、JNNCは、「CEDAW 総括所見 フォローアップ項目へのJNNCレポート」を「総括所見後の各項目進捗状況」とともに提出した。CEDAWは、NGOからの情報提供を、「非政府組織との関係に関する女性差別撤廃委員会の声明」パラグラフ第11で、歓迎しており、日本のNGOからは、JNNCを含めて8本のフォローアップ・レポートが、CEDAWのフォローアップ・サイトにアップされた。⁴⁵

JNNC回答の概要は、次のとおりである。総論(paras.17)では、シモノヴィッチ委員招聘の効果、2009年9月の政権交代と2010年の第3次基本計画の策定から、フォローアップの実施体制が整ったかに思われたが、2011年6月、女性大臣ゼロの政権となり、ジェンダー平等への認識が決定的に欠如していること、女性差別撤廃条約批准後26年が経過し、CEDAWフォローアップ項目は、いずれも日本の課題として適切であり、合わせて選択議定書の早期批准が不可欠であること、監視専門調査会では、到底十分な議論ができていなかったこと、NGOとの意見交換もほとんど行われなかったことを述べ、NGOとしての現状分析を提出する。

差別的な法規定に関するパラグラフ第18については、総括所見以降の動きを概観した後、NGOとしての評価と提言をまとめた。(1) 民主党(フォローアップ時の政権政党)は、政権交代直前まで民法改正を議員立法案として提出し続けており、政権交代を問う選挙では、公約にかかわらず、法改正を行わなかったのは、過去の政策への責任放棄である。(2) 35年間、3509件の請願を受けていながら、国会が人権に関わる請願を放置し続けてきたのは、立法の不作為の責めを免れない。(3) 2010年3月24日付の法務省民事局民事第一課長通知により、出生届の「嫡出子又は嫡出でない子の別」が未記載であっても、「その他」欄に「母の戸籍に入籍する」等の記述をすれば受理することを認めたのは、一歩前進だが、根本的な問題解決にはなっていない。(4) 法制審議会が、5年の歳月をかけて審議し、15年も前に法務大臣に答申した民法改正を速やかに閣議決定すべきである。(5) 自民党政権下の2004年度の中学校教科書検定の際、民法改正に肯定的な記述に検定意見がついたことから、2010年度には、各教科書会社が自主規制をし、民法改正に関する記述が見送られた。条約締約国の責務として、条約や総括所見を正しく周知すべきである。(6) 民法改正が実現しないのは、多くが政治の問題である。議員に対して、条約締約国の責務として国内法を整備する義務を負っていることや、条約には法的拘束力があることを説明する努力が必要である。

暫定的特別措置に関するパラグラフ第28については、労働分野については、総括所見以降、2011年5月、『平成22年度版 働く女性の実情』が公表され、男女賃金格差は、正社員・正職員で、72・6から72・1と0.5ポイント格差が拡大し、正社員・正職員以外は、77・5から74・7と

2.8ポイントも格差が拡大していることが判明した。こうした現状をふまえて、JNNCからは、つぎの提言を行った。(1)管理職比率の向上にむけて一有価証券報告書に従業員の男女別状況の記載を義務づけること。(2)企業労使によるポジティブ・アクション推進にむけた強力な動機づけを行うこと。(3)採用における男女比率の改善。(4)継続就業が可能な制度の充実。(5)同一価値労働同一報酬原則の実効性確保のための国際基準に基づく勤務評価手法等の研究開発にむけた研究会の早急な立ち上げ。(6)パート労働法第8条差別禁止3要件の修正。

政治的・公的活動・学界分野を中心にした意思決定への女性の参加では、政治その他の領域への積極的改善措置が、一般論の域を出ていないことに改善の見られない主要な原因があり、NGOとの連帯も、できていないとし、つぎの提言をしている。(1)2003年の男女共同参画推進本部決定として、2020年までに指導的地位への女性の参画を30%程度にという目標が示されたが、進歩があまりにも遅い。実現が遅れた理由の誠実かつ真剣な検証と具体的な行動が必須である。(2)第3次基本計画が、成果目標と期限を決めたのは評価できるが、策定後の具体的な取組が見られない。(3)女性の参画ゼロの領域、女性率アップの歩みが著しく遅い領域、構成員に女性率が高いにもかかわらず、女性指導者が一桁にとどまる領域などについて、重点的に検証すべきである。(4)国会議員に対する教育をすべきである。(5)男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会のポジティブ・アクション・ワーキング・グループへの懸念。(6)暫定的特別措置に関する法や条例の整備を急ぐこと、および、女性差別撤廃委員会総括所見フォローアップ項目の継続的監視機関の設置が必要なこと。公共調達に関する男女共同参画視点の導入について強制力をもって働きかけること。(7)男女共同参画連携会議は、NGOの意見表明の場になっていない。政府とNGOとの連携の在り方を検討すべきである。(8)選挙制度を性に中立な構造に再構築すべきである。政府、議会、政党その他の機関や組織が明確な意思を貫き、男女平等を進めるために具体的な法制度、仕組づくり実際に着手すること。(9)地方公共団体の意思決定について、女性に不利な仕組みを見直すよう、地方自治法の改正を含めて、地方自治体の政策を再構築すべきである。(10)学会会議の会長、副会長、部長、副部长に、女性が一人もいない状況を改善すべきである。(11)教育界の意思決定について、教育委員会の女性委員比率の引き上げ、学校管理職の女性比率の引き上げが必要である。(12)意識改革と教育の必要性、とりわけ、女性の活用に影響力をもつ立場にある者の意識改革、女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法、男女共同参画基本計画などの法制度の全教育課程への位置づけ、義務教育課程への政治教育の位置づけが急務である。

③ CEDAWの評価

2011年11月4日付で、CEDAW総括所見フォローアップ報告者トゥブラヴァ・シモノヴィッチ委員から、小田部陽一在ジュネーブ国際

機関日本代表部特命全權大使宛てに評価の結果が送付された。⁽⁴⁶⁾ 骨子は、つぎのとおりである。

(1) 委員会は、女子差別撤廃条約のフォローアップ手続きに基づき、2011年8月5日に日本から提出された情報 (CEDAW/C/JPN/CO/6/Add.1) を歓迎し、その第50会期 (2011年10月) において審査し、以下の評価を採択した。

(2) 委員会は、パラグラフ第28の履行を歓迎する。次回の定期レポートに第3次基本計画の成果について詳細な情報を盛り込むことを勧告する。また委員会は、その成果を踏まえ、日本政府がジェンダー平等実現のためにとった追加的措置を示すことを勧告する。

(3) 委員会は、民法及び戸籍法の差別的規定に関するパラグラフ第18の勧告について、一部履行されたものと判断する。民法及び戸籍法の一部を改正する法律案 (仮称) は、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入、嫡出である子と嫡出でない子の相続分の同等化を内容とする一方、女性のみ課せられている6か月の再婚禁止期間の廃止を規定しておらず、内閣でまだ採択されていない。

それ故、委員会は、日本政府に対し、1年以内に以下の追加的情報を提供するよう勧告する。

① 男女共に婚姻適齢を18歳に設定すること、女子差別撤廃条約第16条1 (g) の規定に沿って夫婦に氏の選択を認めること、嫡出である子と嫡出でない子の相続分の同等化を内容とする民法改正法案の採択について講じた措置

② 女性のみ課せられている6か月の再婚禁止期間を廃止する法律規定の準備及び採択について講じた措置

シモノヴィッチ委員は、来日時にも、フォローアップの目的を総括所見の効果的な実施であると述べており、民法改正が2年間手つかずだったことを考えれば、パラグラフ第18が、再度の追加情報の要請の対象になったのは、当然である。⁽⁴⁷⁾ なお、評価書において「一部履行」とされたのは、すでに民法改正法律案要綱ができており、法務省から内閣への提出があったことを指していると思われる。また、同法律改正案要綱が、再婚禁止期間を100日間としている点が、「再婚禁止期間を廃止する」というCEDAWの勧告に適合していないため、再度の法律規定の準備および採択が勧告されることになった。この点、シモノヴィッチ委員来日時の国立女性教育会館講演の際、筆者 (コーディネイターを務めた) から質問したときも、同様の回答があったところである。

パラグラフ第28の評価は、ポジティブ・アクションを導入し、多くの目標値を設定した第3次基本計画が、CEDAWに評価された結果である。したがって、次回の定期レポートに第3次基本計画の成果⁽⁴⁸⁾ について詳細な情報を盛り込むこと、ならびにその成果を踏まえ、日本政府がジェンダー

平等実現のためにとった追加的措置を示すことが勧告されたのであり、この評価に 대응することが、より重い日本政府の責務である。

④ JNNCの見解

2012年1月1日付けで、JNNCは、「フォローアップ事項に関する女性差別撤廃委員会の評価についての見解」⁽¹⁹⁾を、内閣総理大臣、男女共同参画担当大臣、法務大臣、外務大臣宛てに送付した。骨子は、つぎのとおりである。

(1) 総括所見パラグラフ第18について、CEDAWが、履行不十分として再度、追加情報を1年以内に提出するよう勧告した。2010年に法務省が内閣に提出した民法改正案は、15年前の法制審議会答申に基づいて作成されたものである。この空費された15年間に、多数の女性たちが差別を実感し、不利益をこうむってきた。日本政府は、CEDAWの再度の勧告を受けて、民法及び戸籍法の一刻も早い改正を實現しなければならぬ。

(2) 総括所見パラグラフ第28について、CEDAWが勧告が履行されたと歓迎しつつ、次期定期レポートに、第3次男女共同参画基本計画の詳しい成果およびジェンダー平等に至る追加的措置を示すよう求めている。CEDAWは、第3次基本計画を評価したと思われるが、問題は実行であり、CEDAWの期待を裏切らぬよう具体的に効果的な施策を講じることが必要である。

(3) 現実問題として、実質的平等の実現を阻む壁は高く、政府及び立法府が平等の実現のためになすべき課題は多く、ジェンダー平等の実現を目指す政策の優先順位を高めることが必要である。JNNCは、多くの女性と共に、NGOとして、これまで以上に実情をCEDAWに提供するとともに、政府の実質的平等への施策を、今後も協力しつつ監視していく所存である。

(4) 追加情報の提出（パラグラフ第18―民法等の改正）

① 日本政府の回答⁽²⁰⁾

2012年11月、CEDAWに提出された日本政府の追加的情報の骨子は、つぎのとおりである。

追加的情報を求められた勧告事項に関する2011年7月から2012年10月までの間における我が国の動向及び政府の取組を報告するとして、以下の5項目を報告した。

(1) 改正法案の動向について

民法及び戸籍法の改正については、政府部内及び国民の間に様々な意見があるため、前回の報告後、現在に至るまで法律案を提出するに
は至っていない。このような状況を踏まえると、この点については、なお国民的な議論を深める必要があるものと考えている。

(2) 男女共同参画会議における取組について

- ・ 2011年7月25日、男女共同参画会議における江田五月法務大臣および鹿嶋敬男女共同参画会議監視専門調査会会長の発言を紹介。
- ・ 2012年7月25日、男女共同参画会議監視専門調査会が、第3次基本計画の実施状況についての意見を公表したこと。
- ・ 2012年8月1日、男女共同参画会議における滝実法務大臣の発言を紹介。

(3) 国会における総理大臣の答弁

- ・ 2012年1月27日、野田佳彦内閣総理大臣の「引き続き、政府及び与党間で議論していきたい」旨の答弁を紹介。

(4) 国民に対する広報について・法務省のホームページで、以下の広報を行っている。

- ・ 選択的夫婦別氏制度の意義について
- ・ 1996年の法制審議会による民法改正案要綱
- ・ 2010年に準備した民法及び戸籍法の一部を改正する法律案

(5) 報告とりまとめに際しての監視専門調査会におけるフォローアップ及びNGO等との意見交換について

- ・ 2012年9月13日、監視専門調査会で関係府省から説明を受けフォローアップをした。
- ・ 2012年10月10日、NGO等に対しても、関係府省から説明を行い、意見交換した。

本報告は、同専門調査会での議論やNGO等との意見交換を経てとりまとめたものである。

この日本からの追加情報は、第54会期CEDAW(2013年2〜3月)において、評価される予定であったが、第55会期に先送りされた。
その任には、ベイリー(Barbara Evelyn Bailey ジャマイカ出身)新フォローアップ報告者と第6次日本レポート審議の国別担当者ゾー(Zou
Xiaoqiao 中国出身)委員が、当たることになっている。まったく進捗のない日本の取組をCEDAWがどう評価するか、注目される。

② JNNCの見解

2013年1月1日付で、JNNCは、「フォローアップ事項に関する日本政府の追加的情報提供についてのコメント」を内閣総理大臣、男女共同参画担当大臣、法務大臣に送付した。その骨子は、つぎのとおりである。

(1) 2011年11月、CEDAWは、日本からの総括所見フォローアップ項目の実施に関する情報を評価し、パラグラフ第18について、民法と戸籍法の改正が進んでいないことから、日本政府に対し、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入、婚外子に対する相続分差別の撤廃を内容とする民法改正案の採択について講じた措置、および、女性のみ課された再婚禁止期間を廃止する法律規定の準備および採択について講じた措置について、1年以内に追加情報を提供するように勧告した。

(2) 同勧告にもとづき、2012年11月、日本政府は、追加情報の提供を行った。しかし、それには、肝心の「民法改正案の採択について講じた措置」は、まったく報告されていない。このことは、CEDAWが、パラグラフ第18の勧告（差別的法規定の改正）について、その重大性および緊急性に照らして、その実現の履行を促すためにフォローアップ項目に指定し、実施についての情報を要請したにもかかわらず、2009年の総括所見の採択から3年以上が経過しても、同勧告の実施のために具体的な措置が講じられていないことを如実に示している。

(3) JNNCは、今後も、条約および勧告の実施について協力および監視を継続していく所存である。

5. 総括所見フォローアップの拘束性

女性差別撤廃条約は、法的拘束力のある条約であり、日本においては、批准によって、国内法と同様な効力をもつに至った。このことは、2009年のCEDAWにおける第6次日本レポート審議の際、日本政府代表の岡島敦子内閣府男女共同参画局長も、志野光子外務省人権人道課長も、等しく認めたところである。岡島局長は、「条約というのは、日本におきましては、国内法としての効果をもつものでございますので、その内容が担保されているというふうに考えております」と述べ⁶¹⁾、志野課長は、「外務省から、条約の日本の法体系における地位についてご説明いたします。わが国の憲法第98条第2項に規定がございます。引用させていただきます。『日本が締結した条約及び確立された国際法規は、これ

を誠実に遵守することを必要とする』つまり、わが国が締結し、公布した条約等は国内法としての効力をもっております。わが国の憲法には、わが国が締結した条約と法律の関係についての明文の規定を設けてはおりませんが、条約が法律に優位するものというふうに一般的に考えられております³²⁾と述べている。

それを受けて、総括所見パラグラフ第19で、CEDAWも、「日本国憲法第98条第2項に、批准・公布された条約が日本の国内法の一部として法的拘束力を有する旨が明記されていることに留意³³⁾」している。また、「女性差別撤廃条約第2条における締約国の中核的義務」に関するCEDAW一般勧告第28号(2010年)³⁴⁾は、「締約国は、条約が保障するすべての権利が国内レベルにおいて完全に遵守されることを確保する義務を負っている」(para.6)とする。以上は、女性差別撤廃条約そのものについての国内的拘束力の問題である。

つぎに、総括所見については、有権解釈ではあるが、法的拘束力がないとするのが一般的である。例えば、CEDAW委員でもある林陽子は、「条約機関の勧告には法的拘束力はないが、有権解釈であるというべきである³⁵⁾」と述べている。また、CEDAWと同様の人権機構である自由権規約委員会委員で前委員長の岩沢雄司は、自由権規約委員会の総括所見における規約の解釈について、「委員会は、個人通報及び総括所見の検討という任務を果たすに当たって、規約を解釈し適用する権限を締約国に与えられている。……委員会は規約によって設置された履行監視機関であり、……このような機関が、規約によって与えられた解釈権限を行使して示した解釈、少なくとも通報で示した解釈は、高い権威が認められてしかるべきであり、『有権(authoritative)解釈』とみなされてよいと考える。……ただし、見解等で委員会が示した解釈に拘束力があるとはいえない。委員会の解釈は有権解釈であるから、締約国は尊重すべきであるが、拘束されるわけではない³⁶⁾」としており、参考になる。

今回のフォローアップ項目パラグラフ第18については、CEDAWの有権解釈によって、わが国の民法や戸籍法の一部に明確に条約第16条「婚姻・家族関係に係る差別撤廃」違反の条文が存在し、その改正が勧告されている。条約締約国の日本は、CEDAWの有権解釈を尊重し、そもそも条約締約国として負っている条約違反の国内法を改正する義務を³⁷⁾ただちに果たさなければならぬ。

フォローアップ項目パラグラフ第28は、条約第4条1項「暫定的特別措置」に関する勧告である。「第4条1項暫定的特別措置」に関するCEDAW一般勧告第25は、「締約国は、暫定的特別措置の採用を考慮に入れた規定を憲法または国の法律に含めるべきである」(para.31)とし、「暫定的特別措置のための行動計画は、独自の国内事情のなかで、彼らが克服しようとする問題の独自の性質の背景に対して、策定・適用・評価されるべきである」(para.32)としており、条約第4条1項も、「暫定的特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない」と

定めているに過ぎない。これをもって、条約自身が、具体的な暫定的特別措置の採用を義務付けたとまでは言えない、と解される。⁽⁵⁰⁾したがって、パラグラフ第28によって、CEDAWも「数値目標とスケジュールをもった暫定的特別措置を採用するよう、締約国に要請する」と述べるにとどまっている。これらが、パラグラフ第28のフォローアップ評価が「履行している」になった理由であろう。

6. おわりにー女性差別撤廃条約の実施とNGOの役割

筆者は、1985年の国際法学会での報告以来、一貫して、女性差別撤廃条約に焦点を当てて研究活動を展開してきた。とりわけ、人権条約の実効性を確保するために、NGOの力を結集する必要性を痛感し、⁽⁵¹⁾1987年に女性差別撤廃条約の研究・普及を目的とする国際女性の地位協会を設立した。同協会は、1998年には、国連経済社会理事会の協議資格を取得し、CEDAWの傍聴とロビイングを中心に国連活動を行ってきた。また、2002年には、同協会を中核にして、日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JNNC）を結成し、今や、51のNGOが、月例会議をもち、条約の実施にむけた活動を展開している。

2003年の第4・第5次日本レポート審議には、JNNCから57名が、2009年の第6次日本レポート審議には、JNNCから84名が、それぞれ費用を工面して、ニューヨークに出かけ、CEDAWの傍聴をした。CEDAW総括所見には、こうしたNGOの努力の成果が、取り込まれている。フォローアップが行われると知るや、JNNCは、シモノヴィッチ報告者を招聘し、全国各地で講演会を開催し、政府関係者への表敬訪問を計画するなど、フォローアップ項目の実施のための努力をしてきた。

2009年9月の政権交代で、民法改正と個人通報制度をもつ選択議定書の早期批准をマニフェストに掲げた民主党が政権をとり、千葉景子法務大臣は、就任記者会見で、それらの実現の意向を明らかにした。同じ記者会見で、福島瑞穂男女共同参画担当大臣は、CEDAW総括所見について、ひとつひとつを精査して、日本の人権状況、男女平等の課題をひとつひとつ解決していくと明言した。筆者は、これを「ジェンダー平等社会への好機」と雑誌『世界』⁽⁵²⁾に書いた。

しかし、フォローアップの結果は、まことに無残という他はない。フォローアップ項目の1つである暫定的特別措置は、第3次基本計画を貫くメインテーマになり、そのことがCEDAWの評価に繋がったものの、「202030」（2020年までに指導的地位の女性を30%以上に）

の目標を本当に実現しようとしているのか、真剣な取り組みは疑わしい状況で、実質的なことは何も動いていない。むしろ、クオータ制の議論もないまま突入した2012年12月の衆議院議員選挙では、女性議員割合は、それまでの11・25%から7.9%に凋落し、列国議会同盟の女性国会議員ランキングは、190カ国中過去最低の163位となり、G8諸国中最下位である。⁽⁸²⁾

民法改正は、有権者の期待を裏切り、まったく手つかずのまま、次の政権交代となった。その間、立法府の法改正にむけた動きのないまま、2011年2月には、夫婦別姓訴訟が、2012年4月には、旧姓使用権訴訟が提起された。婚外子相続差別訴訟では、高裁レベルで度々違憲判断が行われ、2011年8月、大阪高裁では、婚外子への「区別を放置することは立法府の裁量判断の限界を超えている」と厳しく指摘された。⁽⁸³⁾

結局、今回のフォローアップ手続きから、見えてきたのは、形式ばかりを整えようとする政府の対応である。内容の希薄なたった2時間足らずの男女共同参画会議監視専門調査会の審査、男女共同参画推進連携会議主催の「聞く会」における10数分間のNGOとの質疑：それらをあたかも十分な審議が尽くされたかに見せるCEDAWへの情報提供には、いずれの場合にも期待をもって傍聴・参加した筆者には、歯がゆい思いしか残らなかった。

シモノヴィッチ委員が、再三強調されたように、フォローアップ手続きは、総括所見の実効性を確保するための手続きである。条約締約国の政府が、CEDAWの勧告を真剣に受け止め、誠実にその実現に取り組んでこそ、男女共同参画社会基本法が「21世紀日本の最重要課題」とした男女共同参画社会の実現への筋道が見えてくる。

それには、NGOとの協調が欠かせない。担当者を入れ替わる官僚組織では、専門性は育ちにくい。その種の会合は、いつも女性差別撤廃条約とは何か、CEDAWとは何かという説明から始まる。一方、NGOの国際女性の地位協会は、研究者、実務家、市民女性が、四半世紀継続的に条約の研究・普及に取り組んできたし、JNNCは、それぞれの分野で活動する団体で、女性差別撤廃条約を活用して現在の状況を改善しようとして取り組んでいる51ものNGOの熱心なネットワークである。もちろん、男女共同参画会議の専門調査会や「聞く会」の傍聴も欠かさず、行っている。政府の「フォローアップへのコメント」が、形式的な記述にとどまったのに対して、JNNCの「フォローアップへの回答」に示された分析には、重要な方策が示されている。なかでも、女性差別撤廃条約推進専門調査会の設置、国会議員へのアプローチ、差別的な法規定の改正、暫定的特別措置に関する法制整備、性に中立な選挙制度の構築、有価証券報告書への男女別状況記載、公共調達における男女共同参画の企業評価、男女共同参画法制の教育課程への位置づけ等、政府は、NGOと連携して、必要な措置をとり、CEDAW総括所見の実施に真剣に取り組むべきである。

注

- (1) United Nations Treaty Collection, Chapter IV : Human Rights 8.8b, status as at 09.01.2013.
- (2) 以下 CEDAW 関連国連文書は、UN Web. (人権高等弁務官事務所) <http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/> 参照。CEDAW/C/JPNCO/6, Concluding Observations を日本政府は、「最終見解」と訳している。なお、同様の文書が、前回までは Final Comments とされ、「最終コメント」と訳していた。
- (3) CEDAW/C/2008/H/4, JNNC 『JNNC-2010 ドゥワラザカ・シモノウイチチ委員招聘活動報告集 国連女性差別撤廃委員が語る日本の課題』2010年、71-9頁。
- (4) UN Web. 前掲(注2) Statement by the CEDAW on its relationship with non-governmental organizations, JNNC 訳「非政府組織との関係に関する女性差別撤廃委員会の声明」『国際女性』第24号(2010年) 142-143頁。
- (5) 日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク (Japan NGO Network for CEDAW-JNNG) は、2002年に結成されたネットワークで、女性差別撤廃条約の国内実施の促進を目的としている。現在、51のNGOが参加している。赤松良子・山下泰子監修『日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク編』女性差別撤廃条約とNGO』明石書店、2003年、JNNC 報告書『国連と日本の女性たち』2009年がある。筆者は、初代(2002-2012年)代表世話人を務めた。
- (6) 石崎節子JNNC世話人作成。
- (7) UN Web. 前掲(注2) CEDAW/C/JPN/6, 日本政府(仮訳)「女子差別撤廃条約実施状況第6回報告平成20年4月」『国際女性』第22号、125頁以降。
- (8) JNNC 『国連と日本のNGO-女性差別撤廃条約第6次日本レポート 審議とJNNCの活動記録』2009年、61-9頁、大谷美紀子「NGOのCEDAWへのコミットメント」『国際女性』第23号(2009年) 145頁。
- (9) UN Web. 前掲(注2) CEDAW/C/JPN/Q/6, 日本政府(仮訳)「第6回報告に関する女子差別撤廃委員会からの質問事項に対する回答」および、JNNC「会期前作業部会からの質問事項への回答(2) NGO回答」中にCEDAW質問事項30項目の日本語訳が掲載されている。『国際女性』第23号(2009年) 99-143頁。
- (10) JNNC「会期前作業部会からの質問事項への回答(2) NGO回答」前掲(注9) 126-143頁、英語版は、UN Web. 前掲(注2)に掲載されている。
- (11) UN Web. 前掲(注2) CEDAW/C/JPN/Q/6/Add.1, 日本政府(仮訳)「第6回報告に関する女子差別撤廃委員会からの質問事項に対する回答」前掲(注9) 99-125頁。
- (12) JNNC「日本NGOジョイントレポート」前掲(注9) 154-172頁、英語版は、UN Web. 前掲(注2)に掲載されている。
- (13) JNNC「非公式フリーフィンランディング」前掲(注9) 173-176頁。「CEDAWからの質問と回答」『Equality NowのNGOレポート』前掲(注8) 67-68、74-75頁。
- (14) JNNC「JNNC主催ランチブリーフィング」前掲(注8) 77-97頁、柏原恭子「ランチブリーフィング報告」前掲(注9) 177-179頁。
- (15) 仁科由紀(テープ起こし・翻訳)「CEDAW審議全記録―第6次レポート審議全記録―」前掲(注9) 180-221頁。
- (16) UN Web. 前掲(注2) CEDAW/C/JPNCO, JNNC 訳「女性差別撤廃委員会第41会期 第6次日本報告総括所見」前掲(注9) 222-229頁、山下泰子・辻村みよ子・浅倉ちづ子・二宮周平・戒能民江編著『ジェンダー六法』信山社、2011年、15-21頁。
- (17) JNNC『国連女性差別撤廃委員が語る日本の課題』前掲(注3)は、シモノウイチチ委員の招聘活動報告集である。
- (18) JNNC「CEDAW」総括所見、フォーアラップ項目へのJNNCレポート」『総括所見後の各項目進捗状況』『国際女性』第25号(2011年) 77-102頁、英語版は、UN Web. 前掲(注2)に掲載されている。
- (19) UN Web. 前掲(注2)に掲載されており、内閣府男女共同参画局 Web. (<http://www.gender.go.jp/keppai/index.html>) に英文・日本語でも掲載されている。なお、『国際女性』前掲(注18) 70-76頁。
- (20) UN Web. 前掲(注2)に掲載されており、内閣府男女共同参画局 Web. 前掲(注19) に英文・政府仮訳とも掲載。『国際女性』第26号(2012年) 132頁にも掲載。

- (21) JNNC「フォローアップ事項に関する女性差別撤廃委員会の評価についての見解」『国際女性』前掲(注20) 133頁。
- (22) 内閣府男女共同参画局 Web. 前掲(注19) に英文・政府仮訳とも掲載されている。
- (23) E/CN.6/2010/CRP.2/paras.13-15, ムツラウカ・シモノヴィツナ講演「女性差別撤廃条約批准25周年と履行における諸課題」前掲(注3) 7-9頁。
- (24) UN Web. 前掲(注2) Closing remarks 41-18, Jul 08.
- (25) E/CN.6/2010/CRP.2, para. 13-15.
- (26) ムツラウカ・シモノヴィツナ, 前掲(注3) 8-9頁。CEDAW第50会期(2012年)以降は、特別報告者をバーバラ・ベイリー、代替報告者を林陽子として第3期が進行している。
- (27) CEDAW/C/2009/II/4, paras.9-12.
- (28) UN Doc.CERD/C/35/Rev.3.
- (29) UN Web. 前掲(注2) JNNC訳(注16)。
- (30) 条約第18条1項(b)の規定に従えば、日本の第7次レポートの期限は、2010年7月である。総括所見では、第7次・第8次を一括して2014年7月に提出することを求めており、同条との関連で問題がある。
- (31) UN Web. 前掲(注2) A/58/38, Fourth and fifth periodic reports/Japan (Concluding observations, JNNC訳「女性差別撤廃委員会第29会期 日本レポート審議最終コメント」『国際女性』第17号(2003年)99-105頁、『シエンター六法』前掲(注15) 10-14頁。
- (32) 日本政府(仮訳)「第6回報告審査に関する女子差別撤廃委員会からの質問事項に対する回答」前掲(注9) 99-112頁。
- (33) 仁科由紀(テープ起こし・翻訳)「第44会期女性差別撤廃委員会第6次日本レポート審議全記録」前掲(注15) 190頁。
- (34) UN Web. 前掲(注2) General recommendation No. 25, on article 4, paragraph 1, of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, on temporary special measures, 日本政府(仮訳)「一般勧告第25号 第4条1項暫定的特別措置」『シエンター六法』前掲(注16) 55-59頁。
- (35) 前掲(注1)。
- (36) 近江美保「女性差別撤廃委員会一般勧告No.25」『国際女性』第18号(2004年)83-84頁。
- (37) JNNC, 前掲(注3) 13-14頁。
- (38) 2010年12月26日付。
- (39) 2010年11月30日、於・参議院議員会館。
- (40) 2011年1月28日、於・衆議院第2議員会館。
- (41) JNNC, 前掲(注3) 13頁。
- (42) 2009年12月から2010年2月まで、5回の会合がもたれた。研究者・弁護士・ジャーナリスト5名からなるチームで、筆者も、そのメンバーの1人であった。
- (43) UN Web. 前掲(注2) CEDAW/C/JPN/CO/6/Add.1, Response to the follow-up recommendations contained in the concluding observations of the Committee pursuant to the examination of the sixth periodic report of the State party on 7 August 2009, 日本政府(仮訳)「女子差別撤廃委員会の最終見解」(CEDAW/C/JPN/C/6) に対する日本政府コメント」2011年2月『国際女性』第25号(2011年)70-76頁。
- (44) UN Web. 前掲(注2) Follow-up Report of Japan NGO Network for CEDAW (JNNC), Japan's Progress in Implementing the Two Specific Recommendations in the Concluding Observations of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women Issued at Its Forty-four Session, JNNC, 前掲(注3) 77-90頁。

- NC「総括所見後の各項目進捗状況」(2011年7月4日)(注43) 91-102頁。
- (45) 前掲(注4) 143頁。
- (46) AA/follow-up/Japan/50, UN Web. 前掲(注2) letter E (4 November 2011), 日本政府(仮訳)「フォローアップ項目回答への評価書」『国際女性』第26号(2012年) 162頁。
- (47) シモノウィッチ委員の発言、前掲(注3) 9頁。
- (48) 2011年11月25日の「第3次男女共同参画基本計画に基づく成果目標の動向」によれば、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上(5.1%(H20年度) ↓ 4.8%(H21年度) や、民間企業の課長相当職以上(6.5%(H21年度) ↓ 6.2%(H22年度) の数値は、いずれも計画策定時より下がっており、成果達成にむかう施策がとられていないことを露呈している。
- (49) 「評価書へのNGO・JNNCCの見解」前掲(注46) 133頁。
- (50) C/JPN/CO6/Add.2, 16 November 2012, Information provided by Japan on the follow-up to the concluding observations of the Committee. 政府(仮訳)「女子差別撤廃委員会の最終見解」(CEDAW/C/JPN/CO/6) に対する日本政府コメントに係る追加的情報提供」2012年11月、内閣府男女共同参画ホームページ。
- (51) 前掲(注9) 188頁。
- (52) 前掲(注5) 190-191頁。
- (53) 前掲(注16) 16頁。
- (54) General recommendation No.82 on the core obligations of States parties under article 2 of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, CEDAW/C/GC/28 (2010.12.16), 『シエンダー六法』前掲(注16) 74頁。
- (55) 林陽子「女性差別撤廃条約 国家責任と被害者の救済」『講座シエンダーと法 第1巻 シエンダー法学のインパクト』日本加除出版、2012年、145頁。
- (56) 岩沢雄司「自由権規約委員会の規約解釈の法的意義」『世界法年報』第29号(2010年) 62-63頁。
- (57) 山下泰子「国際人権と国内人権」『女性差別撤廃条約と日本』尚学社、2010年、2-25頁、「女性差別撤廃条約の日本へのインパクト」『講座 シエンダーと法 第1巻』前掲(注55) 26-28頁、「夫婦の姓と男女平等」『文京女子大学研究論集』1巻1号(1991年) 55-70頁、「論壇 独で夫婦別姓立法を求めた判決」朝日新聞、1991年6月18日。
- (58) General recommendation No.25 on article 4, paragraph 1, of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, on temporary special measures, 『シエンダー六法』前掲(注16) 55-59頁。
- (59) なお、伊藤和子は、「『一般勧告25』が、女性の実質的な平等を促進するために必要・適切である場合、暫定的特別措置を採用・実施することが締約国に義務づけられるとの新しい解釈に転じた」とする。「国際人権の展開とシエンダー平等政策の展望」『講座 シエンダーと法 第4巻』日本加除出版、2012年、155頁。
- (60) 山下泰子「女性差別撤廃条約の実効性確保とNGOの役割」『国際人権』第21号(2010年) 信山社、15-31頁、山下泰子「国際人権条約の実施におけるNGOの可能性」『シエンダー社会科学の可能性第3巻 壁を超える』岩波書店、2011年、169-192頁。
- (61) 山下泰子「シエンダー平等社会の好機—女性差別撤廃条約採択30周年と日本の課題」『世界』801号(2010年2月) 240-247頁。
- (62) 『女性展望』2013年2月号、7頁。
- (63) mネット・民法改正情報ネットワーク「民法改正しなかったことに抗議する声明」2012年11月16日。